

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画」の検討等について

水産政策審議会・資源管理分科会（9月15日）において諮問どおり答申がなされたことから、同日付けで「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を変更し、以下のとおり平成22年TAC（漁獲可能量）の改定を行う。

平成22年TACの改定

- (1) 「すけとうだら（オホーツク海海域）」については、「ロシア水域とのまたがり資源であることから、来遊状況が良好な場合に対応できるよう、過去の最大漁獲量をベースに、TACを28千トン」に設定したところ、22年漁期の漁獲状況は過去の最大漁獲量を上回るペースで推移しており、当初想定した以上の来遊が見込まれることから、TACの改定を行う。

(単位：トン)

	現 行	変更後
TAC（オホーツク海海域）	28,000	42,000

- (2) 「まいわし」については、ABC（生物学的漁獲許容量）の再評価結果を踏まえ、ABCと同数のTACを設定する。

(単位：トン)

	現 行	変更後
TAC	72,000	102,000